

平成27年度第1回

地域密着型サービスの運営に関する専門委員会会議録

と き 平成27年8月20日（木）

ところ 小金井市役所本町暫定庁舎1階 第1会議室

平成27年度第1回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会

日 時 平成27年8月20日(木)

場 所 小金井市役所本町暫定庁舎1階 第1会議室

出席者 <委員>

吉田昌克	高橋信子	山田厚子
佐々木智子	相原淑郎	鈴木由香
酒井利高		

<保険者>

介護福祉課長	高橋美月
高齢福祉担当課長	鈴木茂哉
介護保険係主任	薄根健史

欠席者 <委員>

山極愛郎委員  
小山茂委員  
池田馨委員

<保険者>

福祉保健部長

傍聴者 0名

議 題 (1) 事業者指定について  
(2) その他

開 会 午後 2 時00分

(介護福祉課長) 皆さん、まだおそろいにはなっていないんですが、定刻になりましたので、ただいまより平成27年度第 1 回小金井市介護保険運営協議会地域密着型サービスに関する専門委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、参集いただきましてまことにありがとうございます。

本日の委員会開催に当たりまして、池田委員からご欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。また、福祉保健部長につきましても、急遽、会議が入ってしまいまして、申しわけございませんが欠席をさせていただきます。

また、毎回、お願いしているところではございますが、事務局による IC レコーダーの録音方式で会議録を調製する都合上、ご面倒ですが、ご自身のお名前を先におっしゃっていただいてからご発言をお願いいたします。

それでは、酒井委員長、お願いいたします。

(酒井委員長) 本日もよろしくをお願いいたします。

簡単な挨拶ということなので、私の義理の兄が、70ちょっと前なんですけれども、実はひとり者なんです。やはり最近、周りで友人が亡くなったり病気がったりするので、そういう意味で自分も、終活じゃないんだけど、身の回りの整理をきっちりしなきゃとかといって、先だって、私は行かなかったんですけれども、兄弟が集まって、連絡先とか、そういうのを確認したりとか。まだ元気がいいんです。

やはり東京を含めて、今、全国で、高齢者のひとり暮らしは15%ですか、6人に1人ぐらいはそういう方もいらっしゃるんで、そういう方たちが数十万、100万単位でいらっしゃると思います。そういう問題も地域の課題になっていくのかなとか思いながら、自分もそのうちにそういう世界に入っていくのかもしれないけれども。

今、高齢者の医療から、いろいろお金の問題から、先ほど課長から、今年 8 月から所得のちょっとある方については介護サービス利用料が 2 割負担になっていますから、そんなことでどんなリアクションが市民の方からあったのか、また後から報告とかをいたきたいと思いますけれども、そういう形でどんどんいろいろと制度が動いていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日は案件が少ないんですけども、それはそれできっちりやって、あとは行政のほうからいろいろ報告を受けたりもしながら時間を過ごしていきたいと思っています。

では、よろしくお願ひします。

事務局のほうから、まず挨拶を。

(介護福祉課長) 改めまして介護福祉課長の高橋です。本日はお忙しい中、お越しいただきありがとうございます。

今年の夏はほんとうに暑くて、大変な厳しい夏となったんですけども、私ども、ほかの市町村の介護福祉担当の方々と同じだと思うんですが、毎年7月に当初賦課とって介護保険料をお知らせするんですが、当然、皆様に昨年度1年かけて決めていただいた事業計画に基づきまして、介護保険料基準額のほうは若干値上げとなっております。

また、先ほどお話があったとおり、8月1日から一定以上の所得がある方については、介護保険のサービスを使う場合に、自己負担のところは1割から2割になる方がいらっしゃったということで、私ども、この夏、そういう形で値上げの介護保険料の納入通知書を7月の半ばに出し、8月ちょっと前に要介護度を持っていらっしゃる方々に負担割合証という、サービスを使うときには1割負担になるのか、2割負担になるのかが書いてある証書をお送りしたわけです。やはりお送りした当初は、いろいろな形でお問い合わせをいただいたところでした。

そういった意味でも、これから夏に保険料の通知、またそれに合わせて負担割合証の通知というものが、毎年、出るような形になっていきますので、夏はなかなか厳しいものになるかなと感じてございます。

本日は市内事業所の指定更新1件の審議をお願いした後に、市外事業所1件の更新のご報告をさせていただきます。本日の委員会が、今期の委員の皆様による最後の会議となる予定でございます。さまざまなご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(酒井委員長) ありがとうございます。

それでは、議事を進行したいと思っております。

まず、議題に入る前に、本日の資料の確認をお願いいたします。

(介護福祉課長) 本日の資料につきましては、既に郵送させていただきます。

た資料1が1部でございます。内容につきましては、今、机上に配付をさせていただきました次第のほうに書いてある題名のものになります。こちらの資料は、本日、皆様にお諮りいただきます市内事業所の指定更新1件及び市外事業所の指定更新の1件の報告についての資料になります。もし不足等がございましたら、お申しつけください。よろしいでしょうか。

(酒井委員長) 資料はよろしいですか。

本日はぬくいデイサービス本町の指定の関係、その1件でございます。あとは市外事業者が1件ありますので、まずその内容につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(薄根主任) それでは、事務局よりご報告申し上げたいと思います。

事業所名はぬくいデイサービス本町でございます。資料の1ページをごらんいただければと思います。運営法人は、株式会社武蔵野ぬくい福祉サービスでございます。所在地は本町5丁目39の11号で、場所は小金井郵便局から西に100メートルほどの位置にございまして、定員は10名でございます。

ここで、簡単にサービスの種別の内容について確認をさせていただきます。認知症対応型通所介護と申しますのは、お手元の「あったかいね介護保険」33ページをごらんいただきたいと思います。一番上のところでございます。こちらはこういったサービスかと申し上げますと、認知症の診断を受けた利用者の方が、お食事とか入浴などの日常生活上の支援、機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けるというサービスです。

こちらは、介護保険法の78条の12及び介護保険法第70条の2の規定によると、地域密着型サービス事業所の指定につきましては、6年ごとの更新をする必要がございます。こちらの事業所は平成21年9月に指定をさせていただいているということでございまして、今月末をもちまして、指定の開始からちょうど6年を満了いたしますので、今回、指定の更新をお諮りさせていただくという内容でございます。

市では、指定更新に先立ちまして、今月の初旬に、こちらの事業所につきまして指導検査というものを実施しております。指導に関しましては、東京都福祉保健財団の調査員の方に同行を依頼しまして、市職員2名と財団職員1名で指導を実施いたしました。

指導結果といたしまして、一部、軽微な指摘事項は認められたのですが、

全体としては良質なサービス提供が行われているということを確認してございます。

こちらの運営法人につきましては、今回、お諮りした事業所のほかにも、小金井市内で通所介護事業所や居宅介護支援事業所も運営しております。

こちらの事業所についてのご説明は以上になります。

それでは、ここで、これまでのところにつきましてご質問を賜りまして、指定の更新についてご審議いただければと思います。

よろしく願いいたします。

(酒井委員長) それでは、事業者の説明が終わったところで質疑に入りたいと思いますけれども、皆様のほうからご質問ご意見はいかがでしょうか。

指導検査というのは6年に1回、毎年、入るとか。

(薄根主任) すみません、6年に1回という決まりはないんですけれども、随時、必要に応じて行くような形になって、6年に1回という決まりではございません。

(酒井委員長) そうすると、小金井市の場合は、更新が近づいたときにやるということなんですね。

(薄根主任) そうです。

(酒井委員長) どうですか、皆さんは、同業者の方もいらっしゃると思いますけれども、どうなんですか、皆さん、この事業所の所長さんとお知り合いの方がいらっしゃるわけですね。

(鈴木委員) 直接は私はお会いしてはいないですけれども。

(酒井委員長) 変な話ですけど、小金井市での評判とか、どうなんですか。相原さん、ここ数年間で、ここの事業所について何か、ありますか。

(相原委員) 場所的には、うちは南の端のほうですし、北になるとちょっと。

(酒井委員長) 利用者のご家族なんか、ここの事業者のことはご存じ?

(山田委員) あまりよくわからないんですが、ただ、外から見ていると横になったりするスペースがあるのかなと。

(酒井委員長) 狭い。

(山田委員) 狭いのかなと見えたりするんですけれども。必ずしもずっと座って1日……。

(酒井委員長) たしかビルの1階?

(薄根主任) ビルの1階でございます。

(酒井委員長) どうなんですか、スペースとか、そういうのは。

(薄根主任) スペースは一応基準上は満たしてございまして、静養室という、ちゃんと横になれるようなスペースも、中にちゃんと指導検査に入っていますから、それも確認もいたしました。

(酒井委員長) ここは、例えば入浴サービスとかもやっぴらっしゃるんですか。

(薄根主任) 入浴サービスは。

(酒井委員長) 介護入浴みたいな形で、デイサービスの一環として。

(薄根主任) 入浴介助は実施してます。

(酒井委員長) お風呂はちゃんと備わっているわけですね。ビルはどうなんですか、バリアフリー度合いみたいなものは。

(薄根主任) 比較的そこはしっかりと。

(酒井委員長) そこは大丈夫。

(薄根主任) はい。お風呂もちゃんと段差はなかったですし。

(酒井委員長) じゃ、見た目よりは、中身は。

(薄根主任) そうですね、中身は。

(酒井委員長) ちゃんとしているというから、よろしいですか。

(介護福祉課長) よろしいですか。同じ通所、デイサービスでも、認知症対応型が地域密着型となっております。先ほど説明の段階で、定員が10名というお話をさせていただきましたが、こちらの事業所にかかわらず、比較的、認知症対応型のデイサービスというのは、定員がかっちり決まっているという状況にはないことが多いと聞いております。

それは、やはり利用者の方の、もしくはご家族の方のほうで、認知症対応型と銘打たれたところに通われるのに、多少抵抗感があるようなこともお聞きします。通常のデイサービスとはまた違う形となっているところがございますので、本来、その方の状況に応じてどちらを選ぶかというところがあるかとは思いますが、そういったところが各事業所の悩みにはなっているということも聞いたことがございます。

(酒井委員長) 実際、利用登録人数はどのくらい、平均でもいいですけども。または指導検査の調査時点で言うとどのくらいなんですか。

(薄根主任) 指導検査の段階では4名ということでした。

(酒井委員長) 4名。

(薄根主任) その日に来ている人。

(酒井委員長) 定員10名ですね。スタッフは、多分、形の上では、そろえなきゃいけないので、10名分。

(薄根主任) そうですね。

(酒井委員長) 経営が大変かな。あまりそういうことをあれしてもしょうがないけれども。どうぞ。

(鈴木委員) 私どもも、併設して一般の通所介護と認知症対応型の通所介護をやっているんですけども、やはり同じような状況が非常に生じています。経営的には非常に厳しいと思っています。地域密着型ですから、小金井市の人しか、基本、入れないということと、認知症という方々で、しかも重い方がやはりどちらかというと考えられるということで、ショートステイとの併用がかなりあるので、例えば、当日、4名でいらっしやって、登録の方が8名ぐらいいたとしても、お休みだったりショートステイご利用だったりということで非常に厳しいということ。

あと、私どもは一般の通所介護とやっていて、通所介護のほうが単価は安いわけです。そうすると、認知症が重くなって、認知症対応型のほうがよるしいんじゃないかと思っても、単価は認知症対応型のほうが高いので、家族としては、移行すると通う日数を減らさなきゃいけないとか、そういうのでちゅうちょされてしまわれるところがあって、今、市内に何施設あるかなと思って確認をしているんですけども、そういう意味では、今、単独でするので併設とちょっと単価は違うんですけども、認知症対応型もいいように悪いようなところ。

ただ、運営上、きちっと満杯でというか、定員を満たしていらっしやるところもおられるので、その違いは何かと私たちも見ておりますけれども、先ほどのお話じゃないですけども、非常に厳しいところもあるというのが実情だと思います。

(酒井委員長) こども、場所はちょっと離れているけれども、通常の通所介護、たしか定員15。ただ、いずれにしても小規模です。2つあわせても、全体で25ですね。



どうなんですか、行政のほうから見られて、ほかの事業所も含めて、認知症対応型や何かでなかなかやはり定員が埋まり切らないとか、経営が大変であるとか。経営が大変だと、サービスの質の問題とか、そういったことに無理が来る可能性もあるものですから、全体の評価としてはその辺はいかがですか。

(介護福祉課長) 実は、地域密着型については、これまでも何度かお話ししているとおり、サービスによってはなかなか利用していただけないサービスがございます。保険者としては、当然、事業者の経営面も気になるどころ、サービスの質も気になるどころですが、一方で、やはりほんとうはこのサービスを使ったほうがいいと思われる方に、そういうサービスの提供に結びつけるような体制ができていくかどうかというところが、保険者としてはちょっと気になるかなと思っています。

確かに料金等の問題ですとか、さまざまな考えによって、利用者様は、このサービスは利用したい、利用したくないというのはあるかとは思いますが、その本人、ご家族のご希望と、実際にその方に必要であるサービスとの差をどうやってご理解いただきながら埋めていくかというところが、特にケアマネジメントと言われているケアマネジャーの方にとってはとても大変なところなんだろうなと思っています。

市のほうで、そういう一つ一つのところまで、現在、手が出せているかといえば、そのところでは弱いところかなと感じておりますが、ぜひかわり方のまずは一つとしては、ケアマネジメントのスキルのアップを目指す施策を、もう少し力を入れていかなければいけないのかなと感じているところです。

また、サービスの種類については、やはり個人個人の方が介護保険の一つ一つのサービスに熟練して、これが使いたい、使いたくないというお話ではないと思われしますので、そういったところでも、どういったお勧め方をするのがいいのかというのは、ケアマネジャーさん等のご意見を聞きながら、いい方法も周知ができればいいかなと感じているところです。

(酒井委員長) 4月から単価の問題なんかで、こういう小規模の事業所さんの場合、単価が下がったりしていて、より経営が大変になると言われています。そうすると、特に認知症の場合は、いわば認知症の方は減ることはない

ので、やはり地域に認知症に対応するきちっとした事業者がきちっと存在することが非常に大事なので、そういう形のためにも、なるべく経営が安定するように行政のほうもサポートをしてあげたり、ケアマネさんは一生懸命やっていたらしゃるんだらうと思いますけれども、やはり4人、5人というのはかなり心配されるのかなと思います。

どうぞ。

(吉田委員) この業者の事務所は私の住まいの近くで、ある程度の面で見ているんですが、そちらの事務所のほうで、一般の認知症じゃない人の通所介護をやっていますが、そういう人を見かけても、その辺はよくわからない。

(酒井委員長) ぬくいデイサービスでもやっていたらしゃるんですよね、通所介護を。

(吉田委員) そちらのほうでも一般の通所介護をやって、両方であれですな、採算がとれる、採算がもっているという感じかな。

(酒井委員長) だと思います。

ほかには、皆様のほうから何かご質問、ご意見、ありませんでしょうか。

(佐々木委員) 今の3ページのことなんですが、運営の方針の3番目です。

(酒井委員長) ③。

(佐々木委員) ③。そこに、「住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当且つ適切に行う」。これは事業所側がそういうあれをしているんだらうと思うんですけども、地域との何かというものはあるんでしょうか。

(酒井委員長) どうですか、指導検査のときには、運営規程なんかで、この辺、どうなっていますかというご質問をなされているんですか。

(薄根主任) その点については特にお話はされていないですけども、一般的に、認知症の通所介護とかグループホームなんかですと、地域の方との交流を深めるためにお祭りに行ったりとか、例えば防災訓練とか避難訓練を一緒にやったりとか、そういった連携はよくしているという話は聞いております。

(酒井委員長) ここのぬくいさんもそういうことはやっていたらしゃるということだと思います。

(佐々木委員) わかりました。

(酒井委員長) 多分、ここ、ホームページを見るとわりかしと、季節ごとに季刊誌を出していらっしゃるって、多分、そういうところを見ると、いろいろな行事のことも書いてあるのかもしれませんが。すごくアットホームな感じのするところのようではあります。

ほかには、どうぞ、山田委員さん。

(山田委員) 実は認知症を抱えて、家族はデイサービスに行かせたいけれども本人は行きたくないという拒否型の家庭が意外とやはり多くて、事業所があってもそこにつながらないというケースがやはり多いんです。そのときに、お世話になったケアマネさんに動いていただいて、それこそ何度も足を運んでいただいて、施設のほうに入らせていただくことができたということがありました。

見えないところで、本来は施設に入ったほうがいい、家族もそう思っているけれども本人が拒否するという方の場合に、民生委員さんがそういったご家庭をご存じなのか、またはお知り合いがどなたかいらっしゃればどうにかつながるケースというのはあると思うんですけれども、そういうところのご家庭をどうにかできないものかなというふうには思うんですけれども、民生委員さんの助言など、そういったものが介護の現場で生かすことがもってできないのかなと思います。

(酒井委員長) そういう方が、いろいろな人の働きかけでサービス利用につながっていけば、定員割れというものも

(山田委員) そうですね、家族も安心できると思う。

(酒井委員長) そうなんですね。なかなかやはりサービスにつなげるという、人によっては難しいのがあるようですし、特に認知症だと、同じエリアだと逆に忌避する傾向があったりするわけでしょう。ちょっと離れた場所に、例えば東小金井の北口の方だったら南のほうの事業所に行っちゃおうとか、そういうことはないですか。送迎の関係で。家族が送っちゃえば別にいいですよ。同じ地域の人には知られたくないみたいな、やはりするわけでしょう。

(鈴木委員) 多少、昔からのお知り合いが認知症になられて、気遣う人もいれば、周りの人と一緒に嫌だという人ももちろんいらっしゃるかもしれませんが、ごく少数の方じゃないかなと思います。今、わりとそういう意

識が、皆さん、地域でということが、これだけ地域包括ケアと言っていらっしゃるし、地域で助け合うということになっているので、わりと地域の方々が同じところというケースもあると思いますし、同じ地域の中で、小金井市の場合もデイサービスもたくさんありますから、少し選べる環境ではあると思うので、そういった形でされているところも。

(酒井委員長) 結構、民生委員さんというのは、機能しているというのはちょっと語弊がありますけれども、民生委員さんが介入したり、民生委員さんに相談をするとか、そういう事例は多いですか、どうなんですか。

(介護福祉課長) 小金井の場合、民生委員さんはやはり欠員地区もございしますが、地域に結構長く住んでいらっしゃる方がいて、そのような方だと、困ったときには、認知症の関係だけではなくて、声がかかることがあります。安否確認や、ちょっと様子がおかしいというとき、もしくはちょっと対応ができなくなってきちゃったというときに、市役所や地域包括支援センターに相談いただけるよりも前に民生委員さんというようなきもございます。

ただ、やはりなかなか民生委員さんも、全範囲を受けていらっしゃる、相談を受けるようなところもございしますので、そういったときには情報をご本人の了解を得て流していただくという形になるかなと思います。

認知症の関係につきましては、先ほどお話があったとおり、ご本人、もしくは家族がなかなか認められないということがございますので、そういった形については、市のほうでも認知症対応策としてアウトリーチチームを組んで、こちらから往診に行ってお説得する等の事業も始めております。

ただ、サービスの利用に関しては、やはりご本人が何となく納得がいかないと難しい部分があります。過去の事例では、例えばほかのところには行かなくても、ここにはご本人が、毎日、行くような、そういうサービス事業所ではないんですけども、そういうところにずっと通ってきていらして、実はそれは市役所の窓口なんですけれども、ずっと来ていらしたのがピタッと来なくなって。

その間には、やはり在宅で入れていたサービスの関係のケアマネジャーさんであったりヘルパーさんが、いろいろな形で上手に、ここへ行って、例えばその方のこだわりである何かお仕事であるとか趣味とかというところを話ながら事業所につながった結果、そちらに通われるようになったということ

がございます。ご家族にとってはとても負担が大きいことがあるかとは思いますが、そういった形で事業所等がかかわっていただいているという認識をしております。

(酒井委員長) わかりました。

ほかにはよろしいですか。

一応、ぬくいデイサービス本町の事業者指定更新につきまして、よろしいですか。これで向こう6年、この事業所には事業をやっていただくということで、なるべく人がたくさん集まって、安定した経営ができるように、行政のほうからぜひサポートをお願いしたいと思っております。

それでは、本日の議題の1つは終わりました、次は市外事業者のぐっどういる境南の件です。そちらのほうをよろしく願いいたします。

(薄根主任) それでは、次に市外の地域密着型サービスの事業所の指定更新について、ご報告申し上げたいと思います。

これからご紹介申し上げます事業所につきましては、既に所在地の市、つまり武蔵野市の介護保険運営協議会でご審議いただいております関係上、指定更新を行ったというご報告のみ行わせていただきます。指定更新の対象となりましたのは、武蔵野市にございます認知症対応型通所介護事業所のデイサービスセンターぐっどういる境南でございます。

こちらは、小金井市民の方が、武蔵野市の地域密着型サービス事業所をご利用されるとのことで、武蔵野市の同意を得た上で、平成21年度に個別指定を行った事業所でございます。今年度の更新時点でも、小金井市被保険者の方が継続してサービス利用を希望していらっしゃるために、平成27年5月1日付での指定更新を行ったところでございます。

ご報告申し上げます案件は以上でございます。

(酒井委員長) 一応、既に武蔵野市で更新を行っているところですが、この資料を見て何かご質問、ご意見はどうでしょうか。

境南3丁目というと、武蔵境の駅の南口の、あれですか。

(鈴木委員) 新小金井寄り。

(酒井委員長) 自動車学校が非常に近いところですか、もう今ないのかな。

(鈴木委員) 自動車。

(酒井委員長) もう今ないですか、すみません。新小金井寄りということで

すと、西南のほうですかね。

(鈴木委員) そうなるんですかね。

(酒井委員長) それとも、小金井市とも隣接しているわけですよ。

(鈴木委員) 質問、よろしいですか。

(酒井委員長) どうぞ。

(鈴木委員) 鈴木です。

実際、境南のほうに通われている人数というのは、全部で何名ぐらい？

(介護福祉課長) ちょっとお待ちください。

(鈴木委員) すみません。

(介護福祉課長) 小金井市の方で。

(鈴木委員) はい、小金井市。

(介護福祉課長) 基本、1名だと思います。個人別に、市外の事業所を利用できるかどうかは、ご本人の希望と、あとは相手の市役所との調整が可能だった場合に限られておりますので、1名になっております。

(鈴木委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) 例えば市外利用で、周辺の自治体のほうから利用を断られるとか、例はあるんですか。

(介護福祉課長) 市町村によっては、とにかく他市は受け入れないという状況になっていらっしゃる場所もあるとは聞いていますが、基本、やはり地域密着型は市内の事業所、市民の方に使っていただくというところですので、あき状況等がよほど、ずっとあいていて、先ほどの経営面の話もございましたが、そういったところで折り合いがつかないと、事業所側もなかなかすぐに「うん」とはしていただけないことも多いと聞いています。

それぞれ、やはり待機者という方がいらっしゃる場合もありますので、そうすると、そちらの市の待機者の方優先というお話も聞いてございます。

(酒井委員長) 実際、小金井市から見ると、三鷹とか武蔵野とか府中とか国分寺なんかの間では、トラブルじゃないけれども、そういう事例にぶつかったことは特になんということ？

(介護福祉課長) これまでこちらにご相談があったケースで、どうしてもだめという形でお断りでトラブルになったというケースは私のほうでは把握しておりません。

(酒井委員長) 地域密着型も、そういう意味で使い勝手があれですね。ほかの通所介護だとあまり。ただ、事業者は、行政区域もあるけれども、多分、上から見て、俯瞰をしてコンパスでギュッと、半径1キロとか2キロを見て事業をやると、大体、市をまたいで事業エリア、特に訪問介護なんかはそうですね。

そういうふうに考えると、行政エリアで限定されるというのは非常にやはりやり方が難しいし、例えば小金井なんかでも、市の中心部とかに事業所を置こうとすると、または場所を持つとすると、家賃の問題とかいろいろな問題で大変です。そうすると周辺地に行ったりする。そこはほかの市との境界地だったり、あるんで、その辺も行政のほうでぜひうまく調整していただきながら。その分、やはり事業所さんのほうから見てもありがたい話ですもんね。

(介護福祉課長) 今回の認知症対応型の事業所というのは、結構通所事業所がございまして、あまりそういった事例はないんですが、市内には実は夜間対応型の事業所がなくて、でも利用されたい方がいらっしやって、近隣の事業所を使わせていただけるように協議をさせていただいて、実際には夜間対応型を小金井市民の方が使いたい場合には、隣接した市の事業所を利用させていただいているという状況はございます。

ですので、現にそういった形で、事業所の数であるとか整備の状況に応じながら、そういった広域的な対応が必要になってくることもあるかと思っておりますので、そうしたことは考えていきたいと思っております。

(吉田委員) 質問よろしいですか。

(酒井委員長) はい、どうぞ。

(吉田委員) 今の課長のご説明にありました夜間対応型の通所介護は、認知症対応の共同生活介護、グループホームですが、こちらのほうでおさまるといふか、そこで利用させるということはもちろんあるわけですね。通所介護じゃなくて共同生活型のほうで。

(介護福祉課長) 認知症対応型の共同生活介護は、グループホームのお部屋に入ってしまうという形。一応、在宅サービスの的にはなっている、施設サービスという形ではないんですけれども、そういった形になります。夜間対応型は、在宅をされていて、そこに介護ヘルパーの方とかがいらしてサービス

を提供するもので、そこは種類が違っていらっしゃるかなというところはございます。

どちらかという、小規模多機能型、もしくは定期巡回なんか、夜間だけではなくて、24時間の短い時間のサービス提供を何回かしていけるようなサービスとなっています。こちらのほうも月額報酬という形になっているので、1カ月幾ら払って、その方に合ったプランに応じての定期もしくは不定期のサービスが1日に何回か入るようなサービスでございます。

(吉田委員) わかりました。

(酒井委員長) よろしいですか。

ほかにはよろしいですか。

これ、ぐっとういるはコムスグループとは関係ないんだよね。どういう意味かね。とらいふという法人さんだから、似てないんだと思いますけど。いや、ぐっとういるというのを、昔から多分、使っているんでしょうけれども。コムスンってまだあったのか。

(介護福祉課長) いろいろ、会社も合併したりというのがあるので、現状は、今のところからはちょっとわかりかねます。

(酒井委員長) そうですね、人によっては、いわゆるグッドウィルなんですかみたいに思われたりするところがあるかもしれないですね。

(介護福祉課長) 結構小さな事業所さんなんですけど、法人等も、上位の法人さんが変わられたりするようなことも介護保険の事業所ではあったりします。ただ、名称は地域で浸透していたりしますので、事業所名称が変わらずに運営法人のほうでたしか変わっていらっしゃるところもあるようには聞いております。

(酒井委員長) よろしいですか。これで報告ということなので、あ、どうぞ。

(高橋委員) すみません、市民公募の高橋です。

今の境南町のほうに行かれた方の理由というか、小金井市のを利用しないで境南町のほうを利用した理由と、素人考えなんですけれども、小金井市のそういう認知症対応の通所介護が人数が埋まっていないので、そちらのほうにどうぞという形はできないものかというのをちょっとお願いします。

(介護福祉課長) やはり1つは地のり、近いとか、先ほどおっしゃったとおりに、この事業所の雰囲気がいいからここを使いたいというところがありま



す。原則は、お話ししたとおりに、市外のところは相手の市、もしくは事業所が「いいよ、来てよ」と言ってくれないと無理なところはあります。

ただ、介護保険の開始に当たって、やはり利用者様が自分で使いたいサービスを選べるというところからすると、相手が基本を押さえた上で、それでも相手が受け入れの状態があるよと言っているときに、そこをNGを出すということはなかなか難しいかなというふうに私どもでは考えてございます。

やはり経営状態云々のお話もございますが、民民の契約で利用者の方が使いたい事業所を選び、そのサービスを使っていくというところを保証している制度でもございますので、そういった意味では、どうやって同じサービス提供をしている事業所、どちらを選んでいただけるかというところでは、皆さん、求めるものが違うと思いますけれども、売りをつくっていただくという形でのところかなと思いますし、いかにそれを上手に周知をできて、「だったらここにするよ」みたいなところがあるといいかなとは思っております。

(酒井委員長) やはり選ぶときはいろいろな、例えばお知り合いが行っていて、あそこはいいよとか、そういう状態を見て、信頼できる人がそこを勧めてくれればそこに行っちゃうとか、もっと地理的な問題とか、いろいろな要素があろうかと思っておりますので。

介護保険を出した理由では、利用者本位というのはもともとの建前なので、契約をして自分で選び取る、自分がどこのサービスをどれくらい使うかというのは自分で選ぶことだというのが制度の大元の趣旨の一つではありますから、逆にさっきみたいに、行政のエリアでピシッと分けちゃうというのは本来の趣旨ではないです。

そうはいつでも、公立の特養とか、国、東京都からも補助金をもらっているながら市民限定とかとやっちゃったりしますけれども、あれは裁判をやる勝負ちゃうんですね。そういう判例が出てきてね。

一応、今日の事業者指定の更新にかかわる案件については、これで終わりたいと思います。

それでは、次に行政のほうから何か報告とかがあればと思いますけれども。

(介護福祉課長) こちらのほうからは特にこれとってはございませんが、先ほどご挨拶のときにお話をさせていただいたんですが、今年度当初の賦課に関して、皆様のお問い合わせの状況などについて少し触れさせていただき

ます。

毎年7月15日、カレンダーによってちょっとずれることもあるんですが、小金井市内にお住まいの65歳以上の第一号被保険者の方に介護保険料の納入通知書をお送りしてございます。毎年、当然、お送りするといろいろな形でお問い合わせをいただくわけですが、3年前、やはり私ども、その前6年間値上げをしていなかったところが急激に基本料を値上げしなくてはいけないということで、相当、お問い合わせ、おしかりを受けるのではないかと考えていたところではございます。

そのときも、毎年来る前年度の件数に比べて、2倍にはいかなかった状況がございました。ただ、今年の3年目にしてまた値上げということがございまして、ドキドキしながら納入通知書をお送りしたわけですがけれども、前年の苦情というかお問い合わせの件数が、26年度は大体197件。今年、お送りしたときの件数が255件ということで、全体でそれなりには増えたところではございます。

内容的には、苦情というより、これは中身はどうなっているんだろうと。例えばどういうふうになめたらいいんだろうとか、そういう問い合わせのほうが多かったということで、そこはちょっと予想外なところがございました。

また、先ほどお話ししたとおりに、8月に向けて、1つは利用者の方の1割負担もしくは2割負担の負担割合を書いた証書をお送りしたこと、施設に入所されている方の、ホテルコストと言われている食費とか居住費の助成の上限の設定の申請をしていただくような文書をお送りしたんですが、それが財産の状況によって対象になる、ならないというのが始まりましたので、そのような通知もお送りしました。

そちらについては、はっきり言ってお問い合わせの件数をカウントするようないともないような、事務処理をやることに精いっぱい、そんな状況だったんですけれども、そちらのほうも、こちらから勧奨通知もしくは証書をお送りしたことに対して、最初の1週間ぐらいでしたか、は確かに電話窓口、いろいろなお問い合わせがございましたが、そちらも一方的におしかりを受けるということがほとんどなく、内容は何なんだというところ、もしくは例えば「2,000万の貯金があったらもう対象にならないんですよね。それだったら出さなくてもいいですよ」みたいな確認のお電話というところに終

始したことがあって。

こちらにつきましては、やはりテレビ、新聞等で今回の改正については幾度となく報道されていたことによって、利用者の皆様のほうも、まずは制度が変わってしまうということをご理解いただいていたのかなということが1点。

あとは、やはりケアマネジャーさん等の事業者の方々のほうできちんと説明をしていただいた、もしくはさまざまな申請についてご協力をいただいた結果なのではないかと受けとめているところです。

ただ、今回の8月の改正につきましては、これから状況に応じて、例えば確定申告を少しおくれてされたとか、転入出の状況で世帯の状況が変わったことによって、負担の割合が1割と2割の間を行ったり来たりすることもございます。また、それによってそれまで使っていたサービス、1割だったら使えたけれども、2割になっちゃうと厳しいなみたいなお話でのケアプランの変更等ということも出てくると思っております。

そういった形では、サービスを使っていただく上で、いろいろなポイントでご質問、もしくはどうしてこういうふうになっているんだろうなというお話は出てくるのかなと予想しているところです。

現行では、まだ送ってみてその対応ということですがけれども、これから実際に2割の支払いをする等の段階になって、多分、私どもが想像している部分を超えたような問題点も出てくるのかなというふうには考えている状況でございます。

(酒井委員長) 実際、8月からだから、事業者にしてみれば、来月の前半ぐらい、10日までに請求はしないといけないから、リアクションはそのときですね。そうすると、利用者さんの方は、事業者への憤りと行政への憤りと国の制度への憤りと。通所だとそんなにむちゃくちゃというのはないかもしれないけれども、入所系の場合はかなりでかいですね。10%から20%というのはでかいんで。

(介護福祉課長) 通所とか在宅のサービスに関しては、ケアマネジャーさんがある程度の自己負担分を事前にご説明して、判子もいただいてということと事前の確認はできているので、施設の場合ですと、そういうふうになるというお知らせと、負担の割合の証書のコピーをいただいたりしますけれど

も、実際問題、計算をしていって、お手元に請求が届いたときに「あら」ということがもしかしたら、思った以上にちょっと上がっているわとかというのが、実際としてはあるんじゃないかということが予想されます。

(酒井委員長) 毎月の負担で2万、3万増えるとなったりすると大分ね。

(相原委員) 通所の方でも、今の時点でサービスを減らしたという方がうちでも二、三人ぐらいしかいなくて、実際に支払いが起きたときに、その方の負担感が、実際、現実になるわけなんで、それをひとつやってみないと、今の時点ではあまりわからない。

(酒井委員長) 事業所の方、サービスを減らされたら、ちょっと一時的には困る面も出てくるわけですね。

そういう意味では、やはり9月以降にいろいろなりアクションが行政の側にも来ると。通知を出しているのはやはり行政のほうですから、来るかもしれないですね。

小金井市の場合、20%負担の方は、割合からいうと何%ぐらいですか。

(介護福祉課長) ちょっとですけれども、20%を超えちゃった感じがございました。

(酒井委員長) サービス利用者の中の2割ぐらいの方が、2割負担のほうに移行したというということですね。5分の1ですか。5人に1人ぐらい、利用者の方で。結構な確率ですね。

(介護福祉課長) 一定以上の所得がある世帯に属していらっしゃる方という形になりますので、そこもなかなか難しいところがあるのかなとも感じてございます。

先ほどお話に出たとおり、当市の例ではないんですけども、他市の事例で、施設に入所されている方で、1割から2割というところで、ユニット型の特別養護老人ホームを利用されている方が、ユニット型よりは安い多床室に移らなければもう支払いができないという話が出ていて、移る先の施設を探しているという話を他市の話で聞いております。

(酒井委員長) 2割負担になった方が、特養で例えば要介護3とか4の方が、トータルでどのぐらい増えます？ というか、負担額はどのぐらいになります？ 10万超えちゃいますね。

(鈴木委員) 超えると思います。

(酒井委員長) 月々の収入が国民年金レベルじゃ出されちゃうんですね。部屋代の分と、サービス利用料で6万。

(鈴木委員) 単価は多床室だと下がるので。

(酒井委員長) 多床室はね。

(鈴木委員) 下がって。段階にも収入が分かれていますけど、第4段階、340円でしたので、870万で、わりと増える方もいるんじゃないかなと思って見ておりますけれども、実際、ほかのお金もあるので。

(酒井委員長) そうですね。そうしたら、今、介護の入所を使うと自己負担が、それなりの収入がある方だと、国民年金額レベルではもうおさまらない状態になっていますね。それが普通の状態になっちゃったということですね。

昔は、特養が国民年金で暮らせる施設といたしますか、イメージからすれば、7万5,000円ぐらい、国民年金額がね。それもフルで7万5,000円になるのかな。

(鈴木委員) そうですね。

(酒井委員長) なかなか介護の世界もお金次第みたいな状態になってきて、この傾向が今後も、そうせざるを得ない状態が、国の方針から見ると、そういう傾向がやはりありますから。

(鈴木委員) やはり回収できないお金が出てきています。

(酒井委員長) なるほどね。

(鈴木委員) ご本人がきちっと年金を支払いになっていたとしても、ご家族間のことでなかなか、ご家族の立場も何か変わられているというので、お支払いがやはり滞ってくるという方もいらっしゃるようなので、その辺では、明確に契約ですから、私どもは今まで割り切った考え方をしなかったんですけども、それでも退所していただくとかはあまりなかったんですけども、ちょっと不公平さが生じるので、退所につながる可能性も出てくるのかなというのとは。

(酒井委員長) 実際、そういう事例が出てきたら、困っちゃいますね。

(鈴木委員) 困りますけれども、今でも

(酒井委員長) いろいろな板挟みになっちゃうからね。

(鈴木委員) そうですね。弁護士さんを通したりとか、ヘルプでなかなか2割になる部分で、1カ月滞っても大きい金額ですから、安易に退

所というところにはいきたくないんですけども、アプローチしても全然反応がないとかご家族に対しても、きちっとそういうふうにしていかなければいけないかと思います。

(酒井委員長) 何かいろいろな問題を。どうぞ。

(介護福祉課長)やはり単純に考えれば、1割から2割になるということは、自己負担額が倍になるんです。それが、一旦、お支払いの後に高額療養費とか、もしくは先ほどの施設の方ですと負担限度額の適用があって、返ってくるのが少し遅くなるわけなんです。そういうところでも、皆さんがどういうふうサービスを使っていこう、もしくは払っていきけるのだろうかというところは出てくるのかなというふうには思っております。

東京都では、社会保障政策のほうで、例えば低所得者に対する一定の支援をそれぞれの法人に再度お願いしたいという話も課長会を通じて来ていたりはするんですが、保険者としても、今回の制度改正については、制度を維持していくにはこれをやらなくちゃいけないんだと説明を受けたものではございますが、私どもの事務作業一つとして考えてみても、とてもまた制度がややこしくなってしまった。

例えば、一旦、お金を1割で納めてもらっていたのに、確定申告をし忘れていた関係とか、何かの時点をちゃんと手続するのを忘れていたので、さかのぼって2割になっちゃったときに、足りないお金をどうするの、逆に2割取っていたけれどもほんとは1割だったんですよといったときに、差額を誰がどうやって返すんだろうとか、そんな小さな事務手続一つとっても、実はなかなかこれからどうしていこうかというところを考えていかなきゃならないというのが、各区市町村ありますし、そこに実は振り回されてしまう利用者の方、事業者の方というところにとっても、今回の改正、理屈はとてもよくわかるんですけども、そういった面ではちょっと使いづらさも持っているなというふうには感じているところです。

(酒井委員長) 介護福祉課の職員の方も、夏に制度改正の事務が集中しちゃうと、夏休みどころじゃなくなっちゃいますね。

確かにさかのぼって確定申告で、ここ、ガイドラインが変わっちゃう、ラインが変わっちゃうと、追加で徴収だなんて話になったりしたら事業者も大変ですね。それこそトラブルを起こさないためには、しょうがないから今年

度は見送るかみたいなことだってほんとうに出てくるよね。戻す分にはいいだろうけれども、逆の徴収は大変ですよ。

(吉田委員) これ、話を街中から聞いている限りでは、信憑性いかんはちょっと保証できませんけれども、特養の中に入っている人でも、預金は、結構金額が大きいんだそうです。生活保護を受けていながらね。もちろん預金のほうはいろいろな形の預金を持っていて、死んだときにはかなりの金額になるのが実態だということから、今は資産チェックも預金は、全部、チェックはできないから、一部しかできないでしょうけれども、そのうちマイナンバー制度が定着すると、その辺が非常に問題点になりそうですね。

(酒井委員長) そうですね、生活保護のほうも預金チェックを何年か前からやっているけれども、全部はやはり申告がないと、強制調査はなかなか難しくなりますからね。

(吉田委員) マイナンバー制度になると、コンピューターでたちどころに出てくることになってしまうから。

(酒井委員長) 一般にお年寄りには預金をいっぱい持っているということは言われて、介護保険が始まる時にもそういうことは、年寄りは金持ちだと、そもそもそういう前提から始まっている制度ですよ。かわいそうで困った人はというんじゃなくて、お金を持っている余裕のある人だという前提で制度が十何年前につくったというのはありますよね。

(吉田委員) 逆に、ある程度、預金を持っていないと、不安でまたしようがないじゃないですか。

(酒井委員長) 確かに福祉のサービスが万全じゃなかったら、やはり自己防衛といいますか、自分でお金をためて、いざというときには困らないようにしようみたいな。

例えば北欧なんか、現役の間にガンガン税金を取られて、そのかわり老後の心配はないよ、そういう国民的な統合も昔はあったわけじゃないですか。日本の国だと、なかなか自分の老後が心配だから、民間の生命保険には入るし、民間のサービスを使ったりとか、そういう形で備えるみたいな傾向はまだありますよね。

現実には、特養だって待機者がいっぱいいらっしゃるから、なかなかそこに入れられないのが現状ですから。そうすると、どうしようかとなると、有料ホー

ムかな。有料ホームは、小金井の中央線かいわいななんていうのはごまんとありますから、お金さえあれば有料ホームはすぐ入れますから特養のかわりにそこに行っちゃおうとか、お金が要るとか、出てきますから。なかなかその辺はしようがない面もありますから。あとは安い有料老人ホームがいっぱい出てくるのを待つしかない。

結局、行政もそうですね。いいサービスでコストが多い、安い有料ホームがいっぱい出てくる。そういうほうがいいですね。特養だけで賄おうと思ったら、それは無理な話ですし。

ほかにはよろしいですか。先ほどの行政のほうからあった、介護保険料の、そんなに大きなリアクションはなさそうだというのが現状のようですけれども。

今、標準額が5,200円。今、多摩地区で一番高いところはどこですか。

(介護福祉課長) 武蔵野市です。

(酒井委員長) 幾らぐらいになりました？

(介護福祉課長) 5,900円ぐらい。

(酒井委員長) 約6,000円。5,900円。

(吉田委員) 現実に金を払う、払った段階で問い合わせが、また一段と増えてくる可能性があります。

(酒井委員長) 小金井は4,700円でしたか、800円でしたっけ。

(介護福祉課長) 4,800円。

(酒井委員長) 800円から5,200円だから、標準額で年間で4,800円ですから、そんな大変化という感じは、被保険者の方はそんなには思えないんじゃないかな。どうなんだろう。微増。

(介護福祉課長) 例えば3年ごとに基準が変わるわけですがけれども、変わらない2年目、3年目にも毎年のようにお電話はかかってきて、上がっているんじゃないのみたいな話はあるんです。年額は変わっていないんですけども、介護保険の場合、7月から本徴収額というものが決まりますが、それまでの4月から6月までの間は仮徴収額という形でやっていたりするので、そこで年額をうまく調整する関係上、どうしても天引きされる額の雰囲気が変わってくることで、なかなかご理解いただきにくい制度には確かになっていると理解をしております。



そういった中で、3年ごとにちょっと変わったときに、それをどう受けとめるかというところも、そんなに目に見えてガーンと上がっているわけではない、また上がったと思っていらっしゃるんですけども、実際には3年に一度しか変わっていないというところが、毎年、お問い合わせが来る部分なのかというふうには感じております。

(吉田委員) 介護関係は上げ幅については、小金井市の場合は、平均値を下回っていた記憶がありますから、答えやすいでしょうね、ほかのところからもうらやまれている。

(酒井委員長) あとは、やはりほとんどの方が年金からの天引きですから、1回、通知をいただいて持っていて払うのと大分意味が違いますから、そこで大分緩和されるというか、もうしょうがないやと諦めも含めて、源泉徴収しているというのはそういうものですから、そういう感じだと思います。

(吉田委員) 個別に徴収も大変でしょうね。

(酒井委員長) 大変だと思います。たしか前回もご報告があったように、収納率が全然違いますので、天引きの場合と個別支払いでは、普徴では。

ほかには、委員の皆さんから何かご報告とか、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、一応、今回は、ちょっと予定より大分短いですが、中身の濃い議論をしたということで終わっていきたいと思います。

また、次回から新委員で、この中でもそのまま再任の方はいらっしゃるかと思いますけれども。

次回、10月とか11月、最後、はい。

(介護福祉課長) 冒頭にも申し上げたとおり、今期の委員の皆様による会議というのは、今日で予定していたものは最後という形になります。皆様の任期のほうは、一応、9月の末日までという形になっていますので、今、お話があったとおり、来期の委員の方は、今、選考させていただいているところです。市民公募のほうも、もう一度、市報に載せて募集をかけさせていただいたところですが、今現在、まだ定員に達していない状況ですので、これ以降、また9月1日号の市報等で追加で募集をさせていただきます。

特に、今回、市民公募の方、女性の方の応募が丸っきりなくという状況がございますので、もし委員の皆様方の中で、二期までは続けて。

(酒井委員長) 再任オーケーなんですね。

(介護福祉課長) 出ていただくことができますので、もしよろしければ、市報をごらんいただいて、また応募していただけるとよろしいかなと思っております。

最初の会議ですけれども、できれば10月中に最初の全体会議を新しい皆様で開催ができればと考えているところです。

(酒井委員長) ありがとうございます。

では、市民公募委員さんのほう、女性枠、ぜひ手を挙げていただきたい。

小金井の場合、抽せんなんですか。

(介護福祉課長) 一応、皆さんもそうだったんですけれども、作文を。

(酒井委員長) 作文を書いて、そして。

(介護福祉課長) そちらで選考をさせていただくという形をとってございます。

ほんとうに3年間、至らないところは大変あったと思いますけれども、皆様のご意見をたくさんいただけて、事業計画のほうもどうにか策定することができました。今年度から大きな改正の項目を一つ一つ、実現に向けて動いていかなくはいけないと思っておりますし、特に来年の10月から新総合事業の開始に向けて、今、一番大きな取り組みというふうに介護福祉課のほうで捉えているところですので、また市民の皆様にも、市報やホームページ等を通して、さまざまな形でご協力をお願いしていくことにもなります。

国のほうからは、高齢者の元気な方々のお力を活力にして地域をつくり直していく、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを、10年先を見据えて行うようにとも言われておりますので、ぜひとも皆様、地域にお帰りになったところでも、いろいろな形でお力添えいただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

3年間、ありがとうございました。

(酒井委員長) 一応、これで会議を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

閉 会 午後3時10分